

# 焼酎副産物の運搬を 電子マニフェストで管理

### 二つの製造場と二つの自社処理場

## 三和酒類 株式会社

環境部 深見清彦 FUKAMI Kiyohiko

### ■企業プロフィール

麦焼酎「いいちこ」をはじめとして、清酒・ワイン・ブランデー・リキュールなどを幅広く手がける総合醸造企業です。「品質第一」を社の基本理念とし、原料や水を選び抜き技術のすべてを傾けて酒類の醸造をしています。すべては品質のために。この姿勢は、いまでも、そしてこれからも、決して変わることはありません。

### ■企業概要

社名:三和酒類株式会社 設立:昭和33年9月5日  
代表者:代表取締役社長 赤松健一郎  
本社所在地:大分県宇佐市大字山本2231-1  
本社代表電話:0978-32-1431  
事業内容:焼酎・清酒・ワインなどの酒類を製造販売

### はじめに

麦焼酎をつくるのに必ず発生する焼酎副産物。いわゆる焼酎粕は、弊社で年間に7万トンを超えて発生します。日本酒では、もろみを压榨して酒かすができますが、焼酎では、もろみを蒸留した残液が焼酎粕となります。水分が90%あり非常に傷みやすいもので、臭のないみそ汁のようなものです。

弊社は、大分県宇佐市に本社工場と日田市に日田蒸留所の二つの製造場があり、焼酎粕の飼料化等処理設備が本社工場内と、本社から3kmほど離れたところに拝田グリーンバイオ事業所(以下、拝田GB)があります。

焼酎粕を利用して、本社工場では乾燥飼料を製造しており、拝田GBではアミノ酸やクエン酸などの有効な成分を抽出して健康飲料をつくり、一方では焼酎粕をメタン発酵させたガスを熱源として利用し、1/3まで濃縮して飼料を製造しています。

### 電子マニフェスト導入の背景

数年前、日田蒸留所から本社工場まで焼酎粕の運搬を委託する際は、自社間の運搬ということでマニフェストを使用していませんでした。また、焼酎粕濃縮液を飼料として販売する際も使用していませんでした。

しかし、焼酎粕の自社間の運搬を業者に委託した場合、また濃縮液を有価として販売する際に運賃を含めるとマイナスとなる場合も、運搬中の状態は産業廃棄物扱いになるとのことで、これらのケースについてもマニフェストの運用が必要となりました。

これによって、今まで年間1,000枚程度のマニフェスト枚数が一気に3,000枚まで増え、紙マニフェストでの運用では担当者の業務が追いつかなくなりましたので、このことを機に電子マニフェストを導入しました。

### 取引先への協力依頼

弊社との収集運搬業者・処分業者は合わせて20社あり、すべての業者が一斉にJWNETへ加入することはできません。まずは、できるところからはじめる。弊社は、日田蒸留所から本社工場までの自社間運搬が一番多いこと、またその場合、収集運搬業者のみJWNETへ加入いただければよいことから、自社間の委託運搬から始めました。

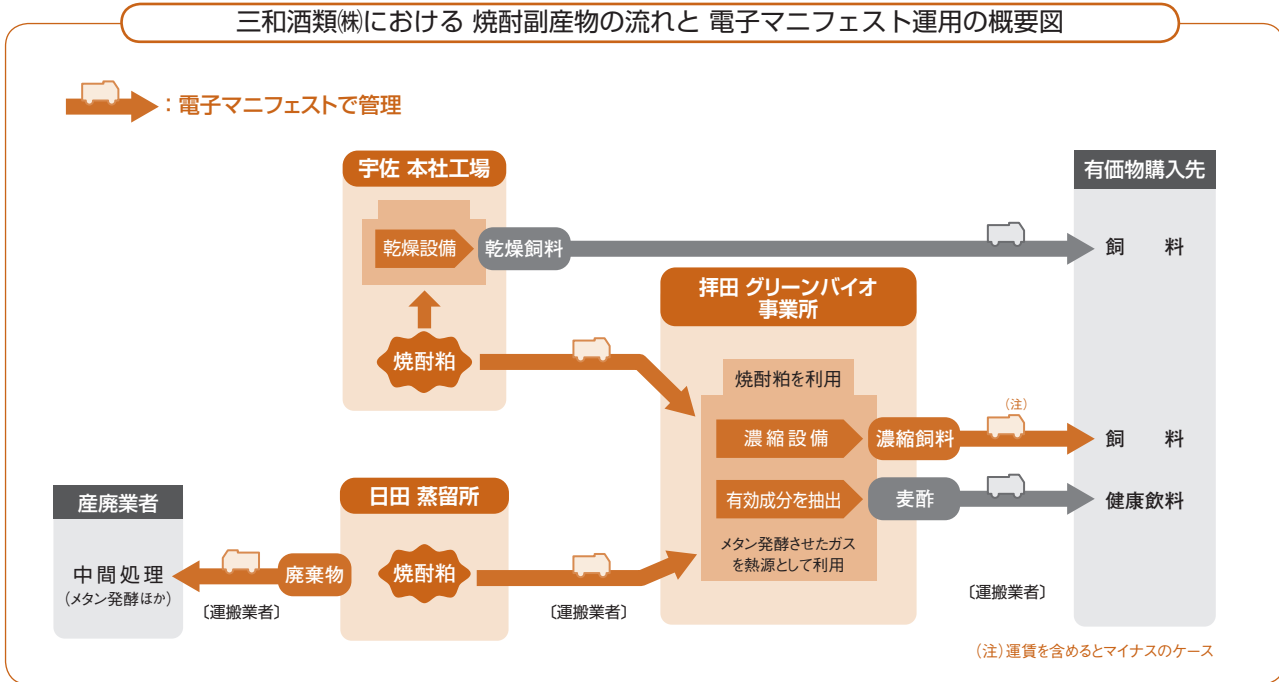
とはいえ、紙から電子化(ペーパーレス)に変える事の不安は大きかったのも事実です。はじめの1週間は紙と電子の2つのマニフェストを並行して運用し、受け渡しに問題はないが、3者(排出・収集運搬・処分)とも電子マニフェストの登録がスムーズに行われるか、さらにJWNETのサポートセンターへ電話して登録された電子マニフェストに不備がないか確認していただき、完全に電子マニフェストへ切り替えました。

それからは、計画的に取引業者へJWNETへ加入していただき、半年をかけて全取引先を電子マニフェスト化としました。

### 排出事業場ごとの電子マニフェスト登録

弊社は、本社工場と日田蒸留所の二カ所から焼酎粕が排出されるため、おのおの排出事業場で電子マニフェストを登録するルールを決めました。排出する数量や運搬先は本社工場にて一元管理を行い、毎週火曜日に翌週月曜日から日曜日までの予定を作成し収集運搬・処分業者へ依頼します。その情報をおのおの排出事業場担当者が予約入力します。弊社の場合、焼酎の仕込みが年間に計画されているため、いつ・なにが・どのくらい排出されるのが予定されていますので、予約登録が有効です。その予約登録情報を収集運搬・処分業者が送られてきた収集運搬・処分依頼書と照らし合わせて間違いのないことを確認します。この一連の流れで、双方とも速やかな業務

三和酒類(株)における 焼酎副産物の流れと 電子マニフェスト運用の概要図



の流れをつくっています。

運搬当日、担当者が実際の排出と間違いがないか再度確認し、本登録します。土日や祝祭日に重なったものは、運搬翌日から3日以内に本登録を行います。

### 受渡確認票の取り扱い

収集運搬時には、受渡確認票が必要です。当初、紙マニフェストから電子に切り替えたとき、紙マニフェストは排出事業者である弊社が準備していましたが、その流れで受渡確認票も弊社が準備していました。年間3,000件の利用がありますので、JWNETのソフトを利用して、収集運搬・処分業者のおのにおに1枚ずつ、弊社で6,000枚の受渡確認票の印刷が必要となりました。

この悩みを県の担当へ相談すると、受渡確認票は必ずしも排出事業者が準備するものではなく3者のどこが準備しても構わない、またフォームもオリジナルでよいし携帯端末などの電子情報で持っていたても構わないと指導を受けました。

そこで、基本的に収集運搬業者にて受渡確認票を準備していただき、電子情報、または週間予定に必要情報を追加していただき一週間分として持っていただくなどで、弊社にて印刷するものをなくしました。

### 請求書との連携

月初めの業務はバタバタします。電子マニフェストシステムではソフトに集計機能があり、簡単に月ごと業者ごとの運搬数量を把握できます。以前、紙マニフェストのときは、E

票が戻ってくるのに請求書の締切日に間に合わず、後日に請求書の数量と戻ってきたE票を照らし合わせており、本来とは逆の業務となっておりました。

電子マニフェストでは、ITの恩恵を最大限に活用できます。また、マニフェストの情報も最大5年間はセンターが保管しますので、過去の情報も容易に取り出すことができます。さらに弊社は電子マニフェストを取り扱う担当者がそれぞれの事業所にいますので、担当者間のやり取りも容易となっています。

### 電子マニフェストをご検討される皆さまへ

弊社のマニフェストを取り扱う担当者に聞きました、「電子マニフェストってどう?」「紙マニフェストのときは、印刷から捺印、郵送で戻ってきた票の照合、日付を記入して確認印、とにかくカーボンで手が汚れるのが嫌いでした。印刷も、複写用プリンタで行っていたのですが、ずれてムダ紙がもったいなかったのですよ。それに、5年分の保管って、かなりの場所をとるので管理が大変でした。」「もう紙マニフェストには、戻れないですね」。

#### 三和酒類(株)における 電子マニフェスト導入のメリット

- 業務量の減少(業務時間全体15%⇒2%) 270時間⇒40時間
- ファイリングが不要 スリムな業務
- チェックミスがない 法令順守の徹底
- コスト削減 年間50万円ダウン
- 複数担当者の同時業務可能 排出ごと・分散化
- 報告義務が不要 提出忘れがない